

# 青森県報

号外第七十五号

令和三年  
八月二十三日  
(月曜日)

## 目次

## 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

#### 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

##### 1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 相馬敏行

#### 2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 相馬敏行

#### 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社丸啓 青森市橋本三丁目四の一五 代表取締役 前田秀夫	変更なし	
對馬忠雄 青森市本町五丁目一の一七	変更なし	
成田元秀 青森市長島二丁目一〇の六	変更なし	
株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 阿部淳之輔	変更なし	
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六〇の七 代表取締役 上田稔夫	株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三の二 代表取締役 上田稔夫	令和 二・三・二四
株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 木内守	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 大森尚昭	平成 二六・五・一九
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
株式会社キクヤメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	変更なし	
有限会社リケン洋食器店 青森市新町二丁目二の七 代表取締役 田中晃	変更なし	
株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良次	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良紀	平成 三五・〇・三九

株式会社水水晶堂 八戸市城下一丁目二七の五 代表取締役 小野寺太朗	株式会社水水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗	三六・九・一
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 東京都品川区上大崎三丁目二の一 代表取締役 渡辺裕明	B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 東京都品川区上大崎三丁目一の一 代表取締役 渡辺裕明	二五・三・四
株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 福田則人	変更なし	
株式会社コリエイ 青森市鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄	変更なし	
有限会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島祐史	変更なし	
株式会社サンポウ 群馬県沼田市薄根町四七〇の一 代表取締役 平井秀明	変更なし	
株式会社DLVO 東京都渋谷区神宮前五丁目三〇の一 代表取締役 宮城大樹	変更なし	
合同会社神句楽 青森市奥野一丁目二の一八 代表取締役 平野佳奈子	変更なし	
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 寺井秀蔵	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 鈴木信輝	令和 二・八・一
ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 相馬敏行	変更なし	
株式会社マインドゲームス 青森市橋本三丁目四の一三 代表取締役 佐々木良二	変更なし	
株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の一四 代表取締役 木山茂年	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の一四 代表取締役 木山剛史	平成 二四・六・二七

鳥潟務 青森市緑三丁目九の二	変更なし	
株式会社ナカザワ 滋賀県湖南市中央二丁目九二 代表取締役 中澤道盛	株式会社ナカザワ 滋賀県湖南市中央二丁目九二 代表取締役 中澤道盛	令和 二・五・一
株式会社アルカスイスターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	株式会社アルカスイスターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	三・一・二八
株式会社ダブリュ・アイ・システム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 濱中洋	変更なし	
エム・ワイ有会社 青森市桜川九丁目二の二〇 代表取締役 高谷政夫	変更なし	
エステールホールディングス株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	変更なし	
株式会社ビービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	変更なし	
株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市区城西一丁目三の五 代表取締役 山田太郎	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市区城西一丁目三の五 代表取締役 山田太郎	令和 元・七・一
株式会社神戸屋呉服店 青森市堤町二丁目二三の六 代表取締役 足立弘長	変更なし	
株式会社カネモト 青森市新町二丁目五の五 代表取締役 野澤正樹	変更なし	
株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の一六 代表取締役 加川澄子	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川雄飛	平成 三・七・一 (住所) 令和 二・二・一 (代表者)



青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社東日本アセット

弘前市大字富士見町七の一五

取締役 秋元浩

三 青森市の意見の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託を遵守し、適正に処理を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年八月二十三日から同年九月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハッピー・ドラッグ青森西大野店 セブーンイレブン青森西大野三丁目店

青森市西大野三丁目一三の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社丸大サクラ薬局

青森市大字三内字玉作二の七二

代表取締役 櫻井清

2 株式会社セブニーイレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町八の八

代表取締役 永松文彦

三 青森市の意見の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託を遵守し、適正に処理を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年八月二十三日から同年九月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いとく弘前末広店

弘前市大字末広五丁目一の四、一の五、一の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

三 弘前市の意見の概要

1 騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から低周波騒音を含む騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

2 一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。

3 当該地は市街化区域であることから千平方メートルを超える開発行為（建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合は、都市計画法に基づく許可申請を行うこと。また、一定規模（当該地は二千平方メートル）以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づき届出を行うこと。

4 当該施設の利用者の主な交通手段として、自家用車利用を想定しているが、交通渋滞及び交通事故防止の観点から、周辺交差点の信号調整等の交通規制について道路管理者及び交通管理者と協議するとともに、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

5 当該店舗出店予定箇所については、福村小学校及び東中学校の通学区域になっていることから、登下校時における児童生徒の安全に十分配慮すること。

6 防犯や青少年非行防止の観点から、店舗内や人通りの少ない場所において、防犯カメラの設置、制服警備員や従業員による定期的な巡回等の対策を講じること。また、深夜営業時の警備強化に努めるとともに営業時間外においても駐車場の出入口の施錠等の対策を講じること。

7 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置等緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努めること。また、従業員の防犯教育に努めること。

8 社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、過重な負担とならない範囲でトイレ及び自動ドア等の設備整備に当たり合理的な配慮をするとともに、障害者用駐車場の車室利用に対して、健常者が利用しないよう店内放送する等障がい理解への啓発に配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年八月二十三日から同年九月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円